

上峰町民文化祭展示パネル等設営業務委託 プロポーザル審査要領

上峰町民文化祭展示パネル等設営業務委託に関するプロポーザル審査は、次に定めた要領により実施します。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす参加者を対象に行います。

- (1) 上峰町民文化祭展示パネル等設営業務委託募集要項（以下「募集要項」という。）に規定する資格要件を満たす者
- (2) 募集要項に規定する期限内に、必要な書類を作成した者
- (3) 募集要項に基づき、適正に書類を作成した者

2 審査の項目及び点数

審査項目と審査項目ごとの配点は別紙審査基準のとおりです。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行い、同日、書類審査を行います。

プレゼンテーション

期日 令和8年9月下旬

審査 プレゼンテーションの時間は1者15分とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

書類審査

期日 令和8年9月下旬（プレゼンテーション終了後）

審査 別紙「審査基準」に基づき、審査委員会による書面審査を行います。

4 審査方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を基に、契約候補者と次点者を決定します。
- (3) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (4) 各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であるこ

とを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

- (5) 応募者が1者の場合、最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とします。最低基準点に満たない場合は、再度公募を実施します。
- (6) 委託業務の実施に際しては、企画提案書の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、契約候補者と町は、企画提案の内容をもとにして、業務の遂行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整った後に、随意契約の手続きに進みます。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて町と交渉を行うこととなります。

5 審査結果の公表

審査委員会は非公開とし、審査結果についてのみ、町のホームページにて公表します。

別紙 審査基準

1 評価

(1) 企画内容、実施体制、実施計画に関する評価

- ① 各審査委員は、下記(2)の「企画内容、実施体制、実施計画に関する評価基準」により審査項目ごと5段階評価を行う。

特に優れている：5 やや優れている：4 標準：3 やや劣っている：2 劣っている：1

- ② 各審査委員の評価に対する得点は、上記①の評価点に下記(2)の審査項目ごとに設定された係数を乗じた得点とする。

(2) 企画内容、実施体制、実施計画に関する評価基準

審査の項目			審査の視点	配点	係数
企画内容の評価	基本的要件	業務目的等の理解度	業務目的、前提条件、業務内容について理解したうえで、提案がなされているか。	20	4
		パネル設営について	各種イベントやその関連事項について必要なスキルやノウハウを有すると見込まれるか。	20	4
	提案内容		取組の独自性、差別化について提案がなされているか。	20	4
実施体制等の評価	過去の実績		過去の類似の事業実績は十分か。	20	4
	見積額		見積額は、提案内容に見合う金額に算定されているか。	20	4
	合 計			100	